

別紙

諮問第1024号

答 申

1 審査会の結論

「28総総法訟第31号の2『訴訟資料の調査について（照会）』」を非開示とした決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京地方裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇号事件について都市整備局市街地建築部が受けた文書及び都市整備局市街地建築部が返答した文書（供覧文書、決裁文書を含む。）」の開示請求に対し、東京都知事が平成28年6月9日付で行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 情報公開条例の前文では、条例における解釈及び運用の基本原則について定めており、情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが条例の趣旨であると考えられる。

イ 知事は、本件非開示決定で、本件文書の全部を条例7条6号を適用して非開示とした。東京地方裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇号事件が提起されていることは、新聞、専門雑誌等で大々的に報道されており、また、本件文書に添付されている訴状、証拠説明書は、民事訴訟法（平成6年法律第109号。以下「法」という。）91条の規定により裁判所で閲覧に供されている。本件文書の全部を事務事業情報の規定により非開示とするのは違法である。

ウ さらに、もし仮に、本件文書の一部に条例7条各号に定める非開示事由が含まれている場合でも、知事は条例8条の規定により一部開示することが義務づけられている。本件非開示決定は、一部開示の判断をしておらず違法である。

エ 本件訴訟が提起されたことは、新聞、専門雑誌等で大々的に取り上げられており、関心を持つ都民はとても多い状況である。処分庁は都民に対して十分に情報を開示すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

実施機関では、東京都建築審査会の庶務（事務局）を担当している。建築審査会とは、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生及び行政に関して優れた経験と知識を有する者を委員として構成された附属機関で、建築基準法（昭和25年法律第201号）78条1項により建築主事を置く区市町村及び都道府県に設置される。建築審査会では、同法94条1項に基づき、建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事、指定確認検査機関等の処分又は不作為に対する審査請求について、裁決等を行う。

東京地方裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇号事件は、東京都建築審査会が行った裁決を不服とした者が、裁決の取消しを求めて都を相手取り、訴えを提起したものである。本件対象公文書は、この訴訟に関する調査を求められたものである。

裁判所での訴訟記録の閲覧については、訴訟記録の事件番号、当事者氏名等で閲覧を希望する訴訟記録を特定することが事実上要請されており、また、法92条で秘密保護のための閲覧等の制限について定められていることから、常に裁判所が訴訟記録の閲覧を容認するものではない。さらに、法91条3項により、閲覧請求が可能であったとしても、誰もが謄写請求を認められているわけではない。

したがって、対象公文書の性質上、当事者であることの確認や利害関係の疎明を求めない情報公開制度により、開示請求者に対して当該公文書の閲覧又は写しの交付を認めることは適切ではない。

また、利害対立関係にある争訟において、当事者は訴訟法に定める手続に従って攻防を尽くすべきものである。そのため、訴訟法に定める手続外において、証拠関係や争訟方針に関する情報等の手の内を明かすことは、訴訟当事者としての地位を不当に害することになる。

対象公文書に係る事件は、係属中の案件であり、これらの情報が公開された場合、今後の争訟遂行上支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 7月22日	諮問
平成29年 7月27日	新規概要説明（第180回第二部会）
平成29年 9月 4日	審議（第181回第二部会）
平成29年 9月21日	実施機関から理由説明書收受
平成29年 9月25日	実施機関から説明聴取（第182回第二部会）
平成29年10月30日	審議（第183回第二部会）
平成29年11月20日	審議（第184回第二部会）
平成29年12月18日	審議（第185回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 都における訴訟に伴う事務の取扱いについて

都が訴訟当事者である訴訟に関する事務は、原則として、総務局総務部法務課（以下「法務課」という。）が所管している。

都が裁判所から訴訟事件に関する呼出状等の記録の送達を受けると、法務課は、訴訟事件を所管する局（以下「所管局」という。）に対して、訴訟資料の調査についての照会を行う。所管局は照会に対して、当該訴訟事件に係る具体的な事実関係のほか、当該訴訟事件の相手方の請求や主張が認められるかどうかについての具体的な理由やその根拠等について、法務課宛に回答する。法務課は、上記回答をもとに所管局と協議を行い、当該訴訟事件に係る事実関係を正確に把握するとともに、関係法令の解釈等を確認及び検討した上で、都としての対応方針を定める。その後、法務課職員が都知事の指定代理人として、当該訴訟事件に係る都としての主張等を記載した答弁書や準備書面を作成し、当該主張を立証するために必要な書証等と併せて裁判所へ提出するとともに、当該訴訟事件の期日に陳述を行うこととなる。

イ 本件請求文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「東京地方裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇号事件について都市整備局市街地建築部が受けた文書及び都市整備局市街地建築部が返答した文書（供覧文書、決裁文書を含む。）」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。

これについて実施機関は、「28総総法訟第31号の2『訴訟資料の調査について(照会)』」を対象公文書として特定し、条例7条6号該当を理由として非開示とする決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定し

ている。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

エ 本件開示請求に係る非開示決定の妥当性について

本件開示請求は、その請求内容に特定の個人名の記載は含まれていないものの、特定の裁判所における特定の事件番号を記載して行われていることが確認できる。

ところで、裁判所が受け付けた事件に係る事件番号とは、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の属する年の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないことから、当該事件に係属する裁判所名が判明している場合に、その事件番号が判明すれば、当該事件を特定することが可能となるものである。そして、裁判所が受理する事件においては、当事者が個人である場合にはその個人が訴訟活動を行うほか、当事者が個人又は法人のいずれかである場合にも、当事者又は関係者等の個人の活動や状況等の内容が記載された主張書面や書証が提出され、これらの個人が人証として供述や証言をするなど、審理の過程において様々な態様で個人の関与が予定されており、その関与の内容が訴訟記録に記載されることとなる。したがって、一般に、

裁判所が受け付けた事件に係る事件番号は、様々な態様で個人の関与が予定されている事件につき、その識別を行うための番号として、当該事件に関与する個人との密接な関連性を有する情報であるというべきであることから、一般に個人に関する情報に該当するということができる。

このように、事件番号は、一つの裁判所において同一の事件番号が重複して付されることはなく、当該事件に係属する裁判所名とその事件番号のみにより、当該事件を特定することが可能となるものである。そして、本件開示請求では、対象となる事件が受訴裁判所及び事件番号をもって特定されており、また、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる（法91条1項）ことからすると、これらの情報から特定される訴訟記録を閲覧することにより、何人も、当該事件に関与する個人の氏名、住所、生年月日等を知ることにより、特定の個人を識別することができることとなる。

したがって、事件番号は、それ自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、条例7条2号本文に該当すると認められる。

次に同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は審査請求書において、本件文書に添付されている訴状、証拠説明書は、法91条の規定により裁判所で閲覧に供されており、本件文書の全部を非開示とするのは違法である旨主張する。

しかしながら、法91条の規定の趣旨に照らせば、同条1項に基づく記録の閲覧請求は、その対象とする事件を特定して行うのが前提とされており、実際に閲覧請求を行う際には、各裁判所に備え付けられている閲覧・謄写票に事件番号を記載して事件を特定することが必要であるから、当該事件の事件番号が不明である場合には、訴訟記録を閲覧することは想定されていないものと解される。したがって、訴訟記録について法91条1項に基づき閲覧請求することが可能であるとしても、そのことを根拠として、事件番号それ自体が法令の規定により公にされているということとはできない。

また、審査請求人は、東京地方裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇号事件が提起されていることは、新聞、専門雑誌等で報道され、関心を持つ都民は多く、実施機関は都民に十分な情報を開示すべきである旨主張する。

しかしながら、新聞、専門雑誌等が特定の訴訟事件を取り上げるかどうかは、個々

の編集方針を踏まえ、その独自の収集及び編集に基づいて管理又は発行するものである以上、仮にこれらの新聞、専門雑誌等に事件番号が記載されているとしても、これをもって一般に慣行として公にされているものとは言い難い。

したがって、事件番号は条例7条2号ただし書イに該当せず、また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

以上のことからすると、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなると認められ、条例10条の規定により本件開示請求を拒否する決定をすべきであったところ、実施機関は、原処分において非開示決定を行っており、審査請求人の不利益に処分の変更を認めない行政不服審査法（平成26年法律第68号）の趣旨からすると、本件請求文書が開示されなかったという点において、実施機関の決定は、その結論において妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二